

# 令和6年度 高知県がん検診等事業所実態調査委託業務仕様書

## 1 委託業務名

令和6年度 高知県がん検診等事業所実態調査業務

## 2 委託業務の目的

職域がん検診は保険者や事業主が任意で実施しているものであり、実施状況を把握する仕組みがないため、調査により職域の実態を把握し、第4期高知県がん対策推進計画（R6～R11）における受診率向上施策の立案に活用する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年8月30日まで

## 4 委託業務の基本設計

(1) 調査期間 令和6年5月下旬～6月中旬（約20日間）

(2) 調査地域 県内全域

(3) 調査対象

①事業所向け：常用雇用者数10人以上の3,000事業所（対象業種は、日本標準産業分類の「公務」、「分類不能の産業」を除く業種）

②従業員向け：①から事業所規模に応じて抽出した従業員3,000人

(4) 抽出方法 層化比例配分無作為抽出法

(5) 調査方法 郵送回答、インターネット回答の併用（調査票にQRコードを付す）

(6) 調査内容

①事業所向け：全18問

a) 基本情報 1問      b) がん検診実施状況 5問      c) 実施後の対応 4問

d) 事業所の意識 1問      e) 治療と仕事の両立支援 7問

②従業員向け：全16問

a) 基本情報 1問      b) がんに対する印象・認識 1問

c) がん検診の受診状況 6問      d) がん検診に関する情報入手状況 3問

e) 治療と仕事の両立支援 5問

## 5 委託内容

### <主な業務項目>

調査業務	事業所向け調査	調査対象の抽出、調査票等の印刷・送付・回収、結果集計・分析
	従業員向け調査	調査票等の印刷・送付・回収、結果集計・分析
調査報告業務	調査報告書の作成	調査の概要、図表の作成

#### (1) 調査対象の抽出

事業所については、委託契約後、受託者へ提供する県内事業所データから、層化比例配分無作為抽出法で抽出すること。調査票が住所不明等で返送された場合、対象者を変更して再送付することとし、そのために必要な対象者を追加的に抽出すること。

#### (2) 調査票等の印刷

次の①～④について印刷・作成を行うこととし、校正を2回以上行うこと。また、①及び②は委託者から電子データを提供する。集計作業の効率化等のために様式修正や手法の見直しを行う場合は、事前に委託者と協議し、了解を得ること。

- ①調査票（A4両面、白黒、12頁）事業所用3,000部、従業員用3,000部
- ②送付状（A4片面、白黒、1頁）事業所用3,000部、従業員用3,000部
- ③送付用封筒（角2、封筒は受託者で調達）事業所用3,000部、従業員用3,000部
- ④返信用封筒（長3、封筒は受託者で調達）事業所用3,000部、従業員用3,000部

#### (3) 調査票の送付、回収

- ①事業所向け調査票、従業員向け調査票を受託者から事業所に一括して発送（角1封筒等にまとめて発送）し、事業所および各従業員はそれぞれ受託者へ返送する。
- ②調査票送付時に送付状及び返信用封筒を同封すること。
- ③調査票の送付及び回収に係る経費は、すべて受託者が負担し、返送料金の後納手続き等、調査に必要な手続きを行うこと。
- ④インターネット回答の入力フォームは県が作成する。
- ⑤インターネット、郵送による回答の重複集計を防ぐため、全対象者にアルファベットと数字などを組み合わせた整理番号を割り振ったうえで、各調査票にその番号を付すこと。（インターネットで回答する際に当該整理番号を入力してもらうことで、郵送回答との重複がないか集計時にチェックを行う）
- ⑦有効回収率が40%以上となるよう努めることとし、調査期限1週間前に回収済みを含む全ての調査対象者にお礼兼催促はがきの送付を行うこと。

#### (4) 調査結果の集計、分析

- ①回答のあった調査票について、設問ごとに集計及びクロス集計を行う。
- ②集計に必要な機器、ソフトウェア等については、委託者が準備すること。
- ③集計のためのコーディング、コンピュータ集計処理を行うこと。
- ④インターネットでの回答結果については、県から受託者に対し電子データ（CSV形式）を提供する。

#### (5) 調査報告書の作成（CD-R1枚）

効果的なグラフ及び的確な文章を用いて、分かりやすく作成したPDFデータを納品すること。納品にあたっては、複数によるチェックを行うなど、受託者自らによる品質管理を行うこと。なお、報告書の内容は委託者と協議のうえ決定することとし、校正を2回以上行うこと。

- ①調査の概要（調査のあらまし、抽出方法、対象者の特性など）
- ②調査結果（設問ごとの集計結果、分析・評価、図表など）
- ③数表（集計表）
- ④調査票と単純集計結果

## (6) その他の成果物

- ①抽出後事業所リスト及び集計結果の電子データ(汎用的なファイル形式であること)及び報告書の電子データ(PDF ファイル)を格納した電子媒体を提出すること。
- ②抽出後事業所リストには、事業所名、所在地、業種、従業者規模を記載し、そのうち回答があった事業所を明示すること。
- ③単純集計結果(速報値)を7月8日までに県に提出すること。

## (7) 契約履行完了後の個人情報の削除

契約目的物の作成のために、委託業務に係る個人情報を記録した一切の媒体(紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物)については、県と協議のうえ、当該記録媒体上に含まれる委託業務に係る個人情報を契約期間内にすべて消去し、報告すること。

## 6 提出物

- (1) 調査票(1部及びデジタルデータ)
- (2) 依頼状
- (3) 郵送日及び郵送数がわかるもの
- (4) 督促日及び督促数がわかるもの
- (5) 回収した調査票(データ含む)
- (6) 調査対象名簿(管理用名簿含む)
- (7) 単純集計結果
- (8) 調査報告書(PDFデータ)

## 7 スケジュール(予定)

- (1) 調査票完成 4月下旬
- (2) 調査実施 5月下旬～6月中旬(約20日間)
- (3) 督促 6月上旬、6月中旬
- (4) 集計 5月下旬～
- (5) 単純集計結果提出 7月上旬
- (6) 分析 ～7月中旬
- (7) 報告書初稿提出 7月下旬
- (8) 報告書データ完成 8月上旬

## 8 成果物の提出

提出期限 令和6年8月上旬

納入場所 高知県健康政策部健康対策課

## 9 その他

- (1) 制作物の納入等に要する費用その他一切の費用を含むものとする。
- (2) 成果品は、すべて委託者の所有に帰属するものとし、委託者の了承を得ず他に公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が必要に応じて協議する。